

第5章 障害者総合支援法

障害者総合支援法の概要

障害福祉制度は、平成15年4月に「支援費制度」が導入され従来の「措置制度」から大きく転換されました。障害のある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。しかし、新たな課題が生じたために、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化や障害程度区分（現在は「障害支援区分」）が導入されるなどの改正がされました。

障害者総合支援法（平成25年4月施行）は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

また、平成30年4月に「障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う」ことを趣旨として、自立生活援助、就労定着支援などのサービス創設や拡充、また、高齢障害者の方の利用負担軽減制度の創設などの制度改革に伴い、障害者総合支援法の一部改正が行われました。

福祉サービスの体系

○障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法は「障害者および障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営む」とし「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されています。

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大分されます。

サービスの全体像

障害者（児）への福祉サービスは障害者総合支援法（自立支援給付・地域生活支援事業）と、児童福祉法（障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援）で構成されています。

障害者総合支援法

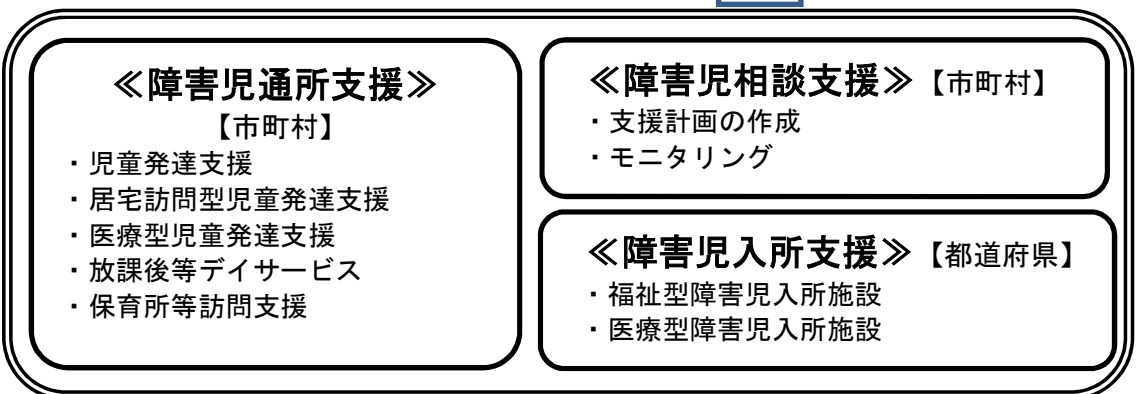


※一部、年齢の制限があります。

障害者

障害児

児童福祉法



障害福祉サービスの内容

身 知 精 難

「障害福祉サービス」のうち「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、その他に「相談支援」「自立支援医療」「補装具費支給」があります。それぞれ、対象者や利用の際のプロセスが異なります。

介護給付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動を補助します。
		同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護が必要な人に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために(宿泊)訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問などにより必要な支援を行います。
	居住系	自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、訪問して必要な助言などの支援を行います。
相談支援	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
		計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
		地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している人に、住居の確保等の地域生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。
		地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。

障害児福祉サービスの内容

身 知 精 難

平成24年4月に児童福祉法の一部が改正され、障害のある児童の通所サービスの実施主体が都道府県から市町村に変わりました。また、障害種別ごとに分かれていた障害児施設の体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）」、入所による支援は「障害児入所支援（福祉型・医療型障害児入所施設）」にそれぞれ一元化されました。また、相談支援専門員によるケアマネジメントが「障害児相談支援」として位置づけられ、根拠法令が児童福祉法に統一されました。

児童福祉法	● 障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
		保育所等訪問	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	障害児入所系	福祉型障害児入所支援	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
		医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
	障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
		継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【支給決定までの流れ】

障害者（児）の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ① 障害者（児）の心身の状況（障害支援区分）
- ② 社会活動や介護者、居住などの状況
- ③ サービスの利用意向
- ④ 訓練・就労に関する評価

を調査・把握した上で、支給決定を行います。

【サービス利用の申請方法】

相 談

障害福祉課または市内の相談支援事業所に相談します。

↓

申 請

障害福祉課へ申請します。相談支援専門員による代行も可能です。

↓

「サービス等利用計画案」（障害児支援利用計画案）の作成依頼

作成をお願いしたい相談支援事業所を決定します。また、相談支援事業所に代わりご本人やご家族、支援者がセルフプラン（自己制作）を作成することもできます。

↓

認定調査

調査員がご本人の身体状況や生活状況について確認します。
（障害児の場合は障害福祉課担当者との面接を行います）

↓

障害支援区分の決定（児童用認定調査区分）

審査会でご本人の障害支援区分が決定します。（訓練等給付の場合はなし）

↓

サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出

作成依頼した「サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）」を障害福祉課へ提出します。

↓

サービスの支給決定

障害福祉課から支給決定（受給者証）を通知します。

↓

サービス担当者会議の開催

ご本人・ご家族・関係機関の担当でサービスについて話し合い、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成します。

↓

福祉サービスの利用開始

事業所と契約を交わし、サービス利用の開始となります。
利用する事業所ごとに個別支援計画等が作成され、具体的な支援内容が説明されます。

利用者負担の仕組みと軽減策

身 知 精 難

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得のかたに配慮した軽減策が講じられています。所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のあるかたとその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害者の利用者負担

身 知 精 難

月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯(※1)	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割16万円未満)(※2) ※入所施設(20歳以上)、グループホーム利用者を除く(※3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※1 3人世帯で障害者基礎年金1級受給者の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

※2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

※3 入所施設(20歳以上)、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の「一般2」となります。

○療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

障害児の利用者負担(保護者の負担)

身 知 精 難

月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、令和元年10月1日から、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料(通園送迎費、食材料費、行事費などの経費を除く)が無償化されています。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満) ※	通所施設、ホームヘルプ利用 の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※ 収入が概ね890万円以下の課税世帯が対象となります。

高額障害福祉サービス等給付費・

高額障害児通所給付費

身

知

精

難

【担当窓口 障害福祉課】

同一世帯に障害福祉サービス等を利用しているかたが複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、市役所に申請することで「高額障害福祉サービス等給付費」または「高額障害児通所給付費」として給付を受けることができます。

【対象となるサービス】

- (1) 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
- (2) 補装具費の利用者負担額
- (3) 児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額
- (4) 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
(同一番号内のサービスのみを複数利用している場合は対象外)

【支給額】

各月の世帯のサービス利用料（利用者負担額）の合計と基準額との差額が支給されます。

【申請方法】

対象者には4月、8月、12月それぞれの月末頃に申請書を送付します。

必要事項を記入し、障害福祉課に申請してください。

新高額障害福祉サービス等給付費

身

知

精

難

【担当窓口 障害福祉課】

5年以上障害福祉サービスを利用してきたかたが、65歳に到達し1割負担の介護保険サービスを利用すると利用者負担額が増加してしまうケースが多くあります。その1割の自己負担額を償還し、負担を軽減する制度になります。

【対象となるかた】

自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において、65歳に達する前の5年間にわたって該当の障害福祉サービスの支給決定を受けており、介護保険に移行後も相当する介護保険サービスを利用するかたが対象となります。

【対象となるサービス】

障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）

介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）

※介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは含まれません。

【対象となる条件】

- ・利用者とその配偶者が**市町村民税非課税**、または**生活保護受給者**であったこと。
※当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度が対象となります。
- ・65歳に達する日の前日の障害支援区分が**区分2以上**であったこと。
- ・65歳に達するまで**介護保険法による保険給付を受けていない**こと。

【申請方法】

介護保険料の減免申請等が確定後、申請書に必要事項を記入し、障害福祉課に申請してください。

地域生活支援事業

身 知 精 難

【担当窓口 障害福祉課】

障害のあるかたが、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のあるかたのニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行います。

必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。
	自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障害のあるかた、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	成年後見制度利用支援事業	身よりのない知的障害者や精神障害者で十分に判断することができない人が、成年後見の開始の審判が必要な状況であるにもかかわらず、本人家族ともに申立てが難しい場合など特に必要があるときに、市長が代わって申立てします。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障があるかたとその他のかたの意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳などを行う者の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のあるかたに対し、自立支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のあるかたについて、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障害のあるかたが通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
任 意 事 業	専門性の高い意思疎通支援事業	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。
	日常生活支援（日中一時支援）	障害のあるかたの家族の就労支援および介護者の一時的な休息を目的とし、日中の活動の場を提供します。
	日常生活支援（訪問入浴サービス）	地域における身体に障害のある方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。
	社会参加支援（広報紙点訳・録音、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成）	市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。 障害のあるかたの就労や社会活動への参加を促進するための、自動車運転免許取得費および自動車改造費を助成します。

難病の支援 難

【担当窓口 障害福祉課】

平成25年4月から「障害者総合支援法」の対象者に難病が加わりました。

対象となるかたは、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

【申請に必要なもの】

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（指定難病医療受給者証、診断書など）

【対象疾患】

障害者総合支援法の対象疾病一覧参照（令和6年4月1日現在）

【注意事項】

対象疾患は見直しの可能性があります。

[令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧]

番号	疾患名	番号	疾患名
1	アイカルディ症候群	35	A D H分泌異常症
2	アイザックス症候群	36	エーラス・ダンロス症候群
3	I g A腎症	37	エプスタイン症候群
4	I g G 4 関連疾患	38	エプスタイン病
5	亜急性硬化性全脳炎	39	エマヌエル症候群
6	アジソン病	40	M E C P 2 重複症候群 ※
7	アッシャー症候群	41	遠位型ミオパチー
8	アトピー性脊髄炎	42	円錐角膜 ○
9	アペール症候群	43	黄色靭帯骨化症
10	アミロイドーシス	44	黄斑ジストロフィー
11	アラジール症候群	45	大田原症候群
12	アルポート症候群	46	オクシピタル・ホーン症候群
13	アレキサダー病	47	オスラー病
14	アンジェルマン症候群	48	カーニー複合
15	アントレー・ビクスラー症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
16	イソ吉草酸血症	50	潰瘍性大腸炎
17	一次性ネフローゼ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	52	家族性地中海熱
19	1 p 3 6 欠失症候群	53	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)
20	遺伝性自己炎症疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
21	遺伝性ジストニア	55	カナバン病
22	遺伝性周期性四肢麻痺	56	化膿性無菌性関節炎 ・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
23	遺伝性膝炎	57	歌舞伎症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	58	ガラクトース - 1-リン酸ウリジル トランスフェラーゼ欠損症
25	ウィーバー症候群	59	カルニチン回路異常症
26	ウィリアムズ症候群	60	加齢黄斑変性 ○
27	ウィルソン病	61	肝型糖原病
28	ウエスト症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
29	ウェルナー症候群	63	環状20番染色体症候群
30	ウォルフラム症候群	64	関節リウマチ
31	ウルリッヒ病	65	完全大血管転位症
32	H T R A 1 関連脳小血管病 △		
33	H T L V - 1 関連脊髄症		
34	A T R - X 症候群		

番号	疾患名	番号	疾患名
66	眼皮膚白皮症	114	高チロシン血症 2 型
67	偽性副甲状腺機能低下症	115	高チロシン血症 3 型
68	ギャロウェイ・モフト症候群	116	後天性赤芽球癆
69	急性壊死性脳症 ○	117	広範脊柱管狭窄症
70	急性網膜壊死 ○	118	膠性滴状角膜ジストロフィー
71	球脊髄性筋萎縮症	119	抗リン脂質抗体症候群
72	急速進行性糸球体腎炎	120	コケイン症候群
73	強直性脊椎炎	121	コステロ症候群
74	巨細胞性動脈炎	122	骨形成不全症
75	巨大静脈奇形 ○		
	(頸部口腔咽頭びまん性病変)	123	骨髄異形成症候群 ○
76	巨大動静脈奇形 ○		
	(頸部顔面又は四肢病変)	124	骨髄線維症 ○
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	125	ゴナドトロピン分泌亢進症
78	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	126	5 p 欠失症候群
79	筋萎縮性側索硬化症	127	コフィン・シリス症候群
80	筋型糖原病	128	コフィン・ローリー症候群
81	筋ジストロフィー	129	混合性結合組織病
82	クッシング病	130	鰓耳腎症候群
83	クリオピリン関連周期熱症候群	131	再生不良性貧血
84	クリッペル・トレノネー	132	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
	・ウェーバー症候群	133	再発性多発軟骨炎
85	クルーゾン症候群	134	左心低形成症候群
86	グルコーストランスポーター 1	135	サルコイドーシス
	欠損症	136	三尖弁閉鎖症
87	グルタル酸血症 1 型	137	三頭酵素欠損症
88	グルタル酸血症 2 型	138	C F C 症候群
89	クローウ・深瀬症候群	139	シェーグレン症候群
90	クローン病	140	色素性乾皮症
91	クロンカイト・カナダ症候群	141	自己貪食空胞性ミオパチー
92	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症	142	自己免疫性肝炎
93	結節性硬化症	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
94	結節性多発動脈炎	144	自己免疫性溶血性貧血
95	血栓性血小板減少性紫斑病	145	四肢形成不全 ○
96	限局性皮質異形成	146	シトステロール血症
97	原発性局所多汗症 ○	147	シトリン欠損症
98	原発性硬化性胆管炎	148	紫斑病性腎炎
99	原発性高脂血症	149	脂肪萎縮症
100	原発性側索硬化症	150	若年性特発性関節炎
101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
103	顕微鏡的大腸炎 ○	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高 I g D 症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示す
108	好酸球性副鼻腔炎		てんかん性脳症
109	抗糸球体基底膜腎炎	158	神経細胞移動異常症
110	後縦靭帯骨化症	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う
111	甲状腺ホルモン不応症		遺伝性びまん性白質脳症
112	拘束型心筋症	160	神経線維腫症
113	高チロシン血症 1 型	161	神経有棘赤血球症
		162	進行性核上性麻痺
		163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

番号	疾患名	番号	疾患名
164	進行性骨化性線維異形成症	210	総排泄腔外反症
165	進行性多巣性白質脳症	211	ソトス症候群
166	進行性白質脳症	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
167	進行性ミオクローヌステんかん	213	第14番染色体父親性 ダイソミー症候群
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214	大脳皮質基底核変性症
169	心室中隔欠損を伴わない 肺動脈閉鎖症	215	大理石骨病
170	スタージ・ウェーバー症候群	216	ダウン症候群 ○
171	スティーヴンス・ジョンソン症候群	217	高安動脈炎
172	スミス・マギニス症候群	218	多系統萎縮症
173	スモン ○	219	タナトフォリック骨異形成症
174	脆弱X症候群	220	多発血管炎性肉芽腫症
175	脆弱X症候群関連疾患	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎
176	成人スチル病 △	222	多発性軟骨性外骨腫症 ○
177	成長ホルモン分泌亢進症	223	多発性嚢胞腎
178	脊髄空洞症	224	多脾症候群
179	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)	225	タンジール病
180	脊髄髄膜瘤	226	単心室症
181	脊髄性筋萎縮症	227	弾性線維性仮性黄色腫
182	セピアプテリン還元酵素(SR) 欠損症	228	短腸症候群 ○
183	前眼部形成異常	229	胆道閉鎖症
184	全身性エリテマトーデス	230	遅発性内リンパ水腫
185	全身性強皮症	231	チャージ症候群
186	先天異常症候群	232	中隔視神経形成異常症 ／ドモルシア症候群
187	先天性横隔膜ヘルニア	233	中毒性表皮壊死症
188	先天性核上性球麻痺	234	腸管神経節細胞僅少症
189	先天性気管狭窄症 ／先天性声門下狭窄症	235	TRPV4異常症 ※
190	先天性魚鱗癬	236	TSH分泌亢進症
191	先天性筋無力症候群	237	TNF受容体関連周期性症候群
192	先天性グリコシルホスファチジルイ ノシトール(GPI)欠損症	238	低ホスファターゼ症
193	先天性三尖弁狭窄症	239	天疱瘡
194	先天性腎性尿崩症	240	特発性拡張型心筋症
195	先天性赤血球形成異常性貧血	241	特発性間質性肺炎
196	先天性僧帽弁狭窄症	242	特発性基底核石灰化症
197	先天性大脳白質形成不全症	243	特発性血小板減少性紫斑病
198	先天性肺静脈狭窄症	244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因 によるものに限る)
199	先天性風疹症候群 ○	245	特発性後天性全身性無汗症
200	先天性副腎低形成症	246	特発性大腿骨頭壊死症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	247	特発性多中心性キャスルマン病
202	先天性ミオパチー	248	特発性門脈圧亢進症
203	先天性無痛無汗症	249	特発性両側性感音難聴
204	先天性葉酸吸収不全	250	突発性難聴 ○
205	前頭側頭葉変性症	251	ドラベ症候群
206	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む) ※	252	中條・西村症候群
207	早期ミオクローニ脳症	253	那須・ハコラ病
208	総動脈幹遺残症	254	軟骨無形成症
209	総排泄腔遺残	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
		256	22q11.2欠失症候群
		257	乳幼児肝巨大血管腫
		258	尿素サイクル異常症

番号	疾患名	番号	疾患名
259	ヌーナン症候群	306	ブラウ症候群
260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨 症候群）/LMX1B関連腎症	307	プラダー・ウィリ症候群
261	ネフロン癆	308	プリオン病
262	脳クレアチン欠乏症候群	309	プロピオン酸血症
263	脳髄黄色腫症	310	PRL分泌亢進症 （高プロラクチン血症）
264	脳内鉄沈着神経変性症（※）	△	311 閉塞性細気管支炎
265	脳表ヘモジデリン沈着症	312	β-ケトチオラーゼ欠損症
266	膿疱性乾癬	313	ベーチェット病
267	嚢胞性線維症	314	ベスレムミオパチー
268	パーキンソン病	315	ヘパリン起因性血小板減少症
269	バージャー病	316	ヘモクロマトーシス
270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	317	ペリー病
271	肺動脈性肺高血圧症	318	ペルーシド角膜辺縁変性症
272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	319	ペルオキシソーム病 （副腎白質ジストロフィーを除く）
273	肺胞低換気症候群	320	片側巨脳症
274	ハッチンソン・ギルフォード 症候群	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
275	バッド・キアリ症候群	322	芳香族L-アミノ酸 脱炭酸酵素欠損症
276	ハンチントン病	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
277	汎発性特発性骨増殖症	○	324 ホモシスチン尿症
278	PCDH19関連症候群	325	ポルフィリン症
279	非ケトーシス型高グリシン血症	326	マリネスコ・シェーグレン症候群
280	肥厚性皮膚骨膜炎	327	マルファン症候群 /ロイス・ディーツ症候群
281	非ジストロフィー性 ミオトニー症候群	△	328 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 /多巣性運動ニューロパチー
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	329	慢性血栓栓性肺高血圧症
283	肥大型心筋症	330	慢性再発性多発性骨髄炎
284	左肺動脈右肺動脈起始症	331	慢性膀胱炎
285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	○	332 慢性特発性偽性腸閉塞症
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	333	ミオクロニー欠神てんかん
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎	334	ミオクロニー脱力発作を伴う てんかん
288	非典型溶血性尿毒症症候群	335	ミトコンドリア病
289	非特異性多発性小腸潰瘍症	336	無虹彩症
290	皮膚筋炎/多発性筋炎	337	無脾症候群
291	びまん性汎細気管支炎	○	338 無βリポタンパク血症
292	肥満低換気症候群	339	メープルシロップ尿症
293	表皮水疱症	340	メチルグルタコン酸尿症
294	ヒルシュスプルング病 （全結腸型又は小腸型）	341	メチルマロン酸血症
295	VATER症候群	342	メビウス症候群
296	ファイファー症候群	343	メンケス病
297	ファロー四徴症	344	網膜色素変性症
298	ファンコニ貧血	345	もやもや病
299	封入体筋炎	346	モワット・ウイルソン症候群
300	フェニルケトン尿症	347	薬剤性過敏症症候群
301	フォンタン術後症候群	○	348 ヤング・シンプソン症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
303	副甲状腺機能低下症	○	350 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
304	副腎白質ジストロフィー	351	4p欠失症候群
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症		

番号	疾患名	番号	疾患名
352	ライソゾーム病	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
353	ラスマッセン脳炎	363	レーベル遺伝性視神経症
354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○	364	レシチンコレステロールアシル トランスフェラーゼ欠損症
355	ランドウ・クレフナー症候群	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	リジン尿性蛋白不耐症	366	レット症候群
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○	367	レノックス・ガストー症候群
358	両大血管右室起始症	368	ロスマンド・トムソン症候群
359	リンパ管腫症／ゴーハム病	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
360	リンパ脈管筋腫症		
361	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)		

○… 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾患）

*… 新たに対象となった疾患（3疾患）

△… 表記が変更された疾患（5疾患）